

「学校への再生可能エネルギー等導入事業」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「学校への再生可能エネルギー等導入事業」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施方針及び手法(具体的な技術提案)
- (2) 業務実施計画・体制
- (3) スケジュール
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 技術提案内容
 - (2) 業務実施計画・体制・スケジュール
 - (3) ワークライフバランス等に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局総務部長
副委員長 温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長
委員 教育委員会事務局施設部長
教育委員会事務局教育施設課担当課長
環境創造局環境エネルギー課長
建築局営繕企画課長
建築局電気設備課長
財政局公共施設・事業調整課保全・利活用計画担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年10月20日から施行する。